

文は、前にも成田委員その他からも御質問がありましたように、このことの大分は、すでに労働基準法の第三十三條にこれを盡しておるのでございまして、不要なものと考えてございします。特にこの第三十三條を中心として、この法案は根本的に労働基準法の精神を否定されるところのものを持つていて、考えるものであります。すなわち労働基準法によりますれば、特に年少者、婦人に対する労働時間に対して、嚴重なる保護規定があるのでございします。しかるにこの第三十三條をこのまま解釈したと見ますと、一項から四項に關係する問題につきましては、年少者並びに婦人に対しても、まったく労働基準法が制定しておりますところのあらゆる一切の保護規定を、剝奪するやうな條文に受取れるのであります。こういう労働基準法の精神を抹殺するやうな條文の、非常不適当であることはいうまでもないのでございしますが、この法律はいうまでもなく政府の提出議案でございまして、運輸省の提出議案でないものと私は信ずるのであります。この点については政府におきまして、異存のないところであると思つてございします。従つてこれが政府の提出法案である以上は、この法案にこれを盛るために、運輸省並びに労働省がおそらく協議されたことと思つてございしますが、この点につきまして、本日は特に労働省の山川婦人少年局長に、どういたうために、こういうことをこの法案に盛る必要があつたのか、そしてこの法案の結果として、從來保護されてゐる婦人年少者の保護される権利が、剝奪されることになつてゐるのでございしますが、一休

うと思はれるのでございします。先ほど聞きましたところでは、「災害その他により事故が発生したとき」、「災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき」、「列車(自動車、船舶を含む。)が遅延したとき」、「この三つの場合に限り「労働基準法の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をおえ、又は勤務時間外若しくは休日勤務させることができる。」というところになつてゐる。これは決して基準法の第三十三條に抵触するものではない、それを解釈したものにすぎない、というやうな御見解を、労働省の方でとるといふやうなこともちよつと聞いたのでございしますが、しかしもし基準法に抵触しない、基準法を認めるというところとございしたならば、特にここに「労働基準法第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、」というところを上げる必要はないのでございします。基準法を認める以上は、特にここに基準法の規定にかかわらずというやうなことを上げて、考え方が混亂するやうなことを避けるために、この條項はやはり全面的に削除していただきたいと思いますのでございします。もしこのままではございしたならば、政府の方の見解通りに、たゞ労働基準法が優先的に認められて、これは決して基準法を冒すものでないというところになつておりましたも、國有鉄道のやうに大きい、経営者が國家である場合には、無事に済むかもしれませんが、全國の私鉄も自然この法律の影響を受けるのであります。私鉄の場合には非常に組合が弱く、はなはだ労働者の地位は不安でございします。決し

て女子、年少者のための保護規定は守られるやうに考えられませんか。この法律があるのを利用したしまして、いろいろな基準法を無視したことが行われるおそれ十分あるのでございします。そういう危険を防ぎますために、私もぜひこの第三十三條は全面的に削除をして、決して、基準法にかかわらず、というやうなことで誤解を生ずることがないやうに、労働者、特に女子、年少者の権利が基準法通りに十分に尊重されるやうにして行きたいと思つてございします。私も、こういう法案が國會に提出されるまで何にも知らなかつたことは、たいへんにかつて申訳ないと思ひますけれども、どうかこの委員會でこの條項を削除していただいて、そして日本の女子及び年少者の保護法規が、ほんとうにうそでなく、守られるやうになりますやう、皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

〇佐々木(更)委員 山川局長の答弁で私は満足するものでございします。私もそうなければならぬと信ずるのでございします。そこで私は加賀山長官にお伺ひしたいのでございしますが、第三十三條の災害その他により事故が発生した場合には、あるいは災害の発生が予想される場合、あるいは列車が遅延した場合、公共の福祉に直接影響ある輸送力の維持または増強に必要な場合、こういう場合には、労働基準法によつて守られてゐるところの労働者の権利を輕視して、休日をもとより、時間を無制限に延長して就業することができるようになつておるのでございします。成年に達した男子はしばらくおきまして、この第三十三條を表面から解

釈いたしますと、これは當然成年の男子に適用されるばかりではなしに、婦人及び年少の労働者にも適用されることになるのでございしますが、この第三十三條の適用範囲は年少者及び婦人を含むものでございしますかどうか。この点をお答え願ひたいと思つてあります。

〇加賀山政府委員 お答えいたしました。この法律の第三十三條に規定いたしましたところでは、先ほどお話がございしましたやうに、労働基準法の第三十三條の解釈と申しますか、それを鉄道にあてはめた場合には、こういうことになるといふことを規定しておるわけでありまして、これと全然違つた趣旨ではないわけでありまして、従いまして労働基準法第三十三條がやはり年少者並びに婦人につきまして、「災害その他を避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、」というところで、つまり年少者、婦人を除外してゐないのでありますので、この点につきましては、本法の第三十三條においても同様であると思ひます。

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

〇佐々木(更)委員 加賀山長官の御答弁は、はなはだ奇怪でございます。どうして私納得が参りません。鉄道当局がそういう御趣旨でこの法案をつくつたのでありまして、元來年少者、婦人を無制限に就業せしめるといふことは、いかなる災害の場合でありましても、私は今日の日本の労働者を保護するといふ建前からは、不適当なものだと思つてあります。たとえ婦人を深夜野外で使う場合もあるでしょうし、あるいは年少者を豪雨の場合に暴風雨の中に一日そのまま継続して

使う場合もあるでありましょう。あるいは鉄道当局に言わしめすれば、そういう苛酷な使用はしないとおつしやるかもしれないが、少くとも、この法案がそういうことができる可能性を持つてゐる以上は、これはやらないといふことは言えないと思ふのでありまして、非常に非人道的なものであらうと私は思ふのでありますが、局長はどうお考えになりますか。

○加賀山政府委員 ただいま御答弁申し上げたことは、法律の解釈からいへばそうなるというのを申し上げたのでありまして、それだから婦人年少者を、どんなことをしてこき使つてもよいということにはならぬと思ひます。先ほど労働者の方から、國鉄のような労働組合の強い所はよいが、というお話がございましたが、この法律があるからといって、使用者が無制限に使つてはいかぬといふことは、私は当然労働基準法の精神から考えられると思ふわけでありまして、従ひましてこの法律があるからといふことをたてにとつて、婦人並びに年少者の場合においても、これを人道上の問題が生ずるような使用の方をするわけがないといふことは、私は確信できると思ふわけでありまして、ただ鉄道のような仕事をいたしておられるところでは、たとえばアイオン台風が来るといったような場合には、どうしても災害が起きてからではだめなのであつて、災害が予想される場合には、必ずそれを非常呼集いたしましたして警戒に当らなければならぬ。しかし、こういうような場合には年少者、婦人では、たとひ現つて働いてもらつても、ほとんど役に立たぬ——と申しては語弊がありますが、仕事にな

らぬ場合が多いのであります。自然これは体力の人並以上にすぐれた人が集まつてこの警戒に當る。これは鉄道の経営に當つておられる者の常識でありまして、今佐々木委員が言われたことは、本法第三十三條に対する御非難ではなくて、もしそういう危険があるのならば、労働基準法第三十三條から直してかからなければ、その不安は防げない、私はかように申し上げたいと思ふのであります。

○佐々木(更)委員 まず第一に、長官はあとから来て、私の質問を最初から聞いておらなかつた結果、ただいまのようなお言葉が出ると思ふのでございしますが、私は前から申し上げました通り、また当局は私にこの法案は定款とひとしいものだといふ御答弁をなすつておるのでございしますが、私は定款にひとしいこの法案に、こういう労働條件を記載することは行き過ぎであり、その必要がないといふ建前に立つておるのでございしますから、第三十三條は全文削除すべきことを主張する者でございします。ただここで聞きかたしてございしますのは、この第三十三條の規定は、婦人及び年少者に対する保護規定が全然考慮されておらない、むしろその権利を剝奪してゐる、こういうことを私は聞いておるわけでございます。そこでたゞいま長官は、たゞい法律がそういう解釈ができて、常識からかいらいつて、そういうことをやらないといふお言葉でございしますが、これは加賀山長官がおられる間はそれでよろしい。私は加賀山長官の人格を信頼いたしますから、それでよろしいのでございしますが、法律は人格を信頼して制定すべきものではございせん。あ

らゆる場合の可能性を考えて制定しなければならぬことはいふまでもないのでございます。従つて將來こういう十三條がある以上は、そういうような時間その他の制限を無視して使ひ得る可能性が生じて来る。そういう可能性がこの法文に内在する。頭を曲げていらつしやるけれども、やろうと思へばできるやうな可能性を持つ法案といふものは、私はどうも理解できないのでございします。人格の問題ではございせん。この法案はそういうやうなことができる可能性があるが、どうかといふことを聞いておる。

○加賀山政府委員 先ほど私がお答え申し上げましたのは、そういう可能性があれば、本法のこの第三十三條がでるからそういう心配ができるという新らしいことではななくて、すでに労働基準法第三十三條の中に、その心配があるといふことになるといふことを申し上げた次第でありまして、これは何らそれを拡張したものではないといふことを申し上げるものであります。ただ一、二、三と並んでおります各号によりまして、いかにも新しいことのようにとれますが、基準法の第三十三條を鉄道の場合に於てはめるならば、どういふことになるという解釈をいたしたわけでありまして、その精神において、基準法の第三十三條そのまゝにやるとあるといふやうに御承知願ひたいのであります。

それからそういう危険があるのは人格の問題ではないと申されましたが、まさしく法律といふものは一個人の意思によつてどうなるという問題ではなくて、そういう心配があるならば、こ

れは法律をもつてしなければならぬと思ふわけでありまして、その場合には私はやはり労働基準法にさかのぼつてこれを考えていたかなければいけないのではないかと、いふやうに考えるわけでありまして、鉄道の場合に於て申し上げますならば、これは單に加賀山一個がどう考えるという問題ではなくて、ここにあげられておりますやうな事態の場合は、これは成年男子の、しかも屈強な人を要する業務でありまして、繰返して申しますが、年少者や婦人の方を動員してやるというやうなことはではないのであります。今にも大あらしが来るかもしれない、つるはしを持つて警戒に當る仕事でありますとか、それから災害で列車がひっくり返つた、これを復旧する仕事、これは一度佐々木委員にもそういう場合に立会つて見ていただくと、一番わかると思ふのであります。鉄道の運営の経験を持つものであるならば、そういうことは絶対考慮されないうことを申し上げたので、加賀山個人がどうやかく考えるといふことではないのであります。

○佐々木(更)委員 この法案の内部の可能性の問題は、どうも長官とはいささか見解が相違するやうでございします。それは私はそういう危険性があるのだ、そういう一切の保護規定を無視して使用し得る可能性があるといふことをかたく信じますが、この内容に対する討論にわたりますから、このことはしばらくおくといひまして、もう一つこの條文をもしここにあげるといふたしますならば、当然これはかかる條件を付する以上は、こういう場合には労働者にいかなる待遇をするかという

反対給付がここに明記されなければ、非常に不完全なものだと私は思ふのであります。たとえば時間外手当をどうするとか、こういうやうなことが当然明記されなければ、法文としては非常に不完全と思ふのであります。この点長官はいかがお考えでありますか。

○加賀山政府委員 ただいま言われましたことは、まことに同感でありまして、それを本来この法律に規定する方が私はよほどいいのではないかと考えておるわけでありまして、従ひましてその点に關しましては、御修正をお願いいたしますことは、われ／＼としてあります。ありがとうございます。

○佐々木(更)委員 先ほど長官は、アイオン台風のごとき予測すべからざる事態が発生する場合にこの規定が必要だ、こういう御見解でありましたが、私もそういう場合の勤務条件をあらかじめ何かの形で定めておくことが必要であることは認めるのでございします。であればこそ、労働基準法の第三十三條がほとんどこれを認めておるのでございします。そこで私はこういうことは、先ほどからよく申し上げましたように、定款にひとしいこの法案にはむだである。であればこそ、今回制定されます公共企業体労働関係法案の第八條に「公共企業体の管理及び運営に關する事項は、団体交渉から除かれなければならない。」すなわち管理及び運営に關する事項は団体交渉から除くけれども、それ以外のもの、すなわち二の「この法律の第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結

することが出来る。」こういうこと
で、次に「一、賃金、労働時間及び労働
条件、二、就業規則、三、時間外割
増賃金、四、休日及び休暇」こういう
ことはちゃんと労働協約で定められる
べきことを、この公共企業体労働関係
法が明記しておるのであります。これ
は労働力を産業に協力せしむるために
は、一片の法律で束縛せずに、むしろ
自主的な労働者の考えで、いわゆるこ
の公共企業体であるところの日本国有
鉄道が、今後これに従事する職員の組
合と、公共企業体労働関係法の第八條
のこれらの條項に基きまして、あらか
じめそういう場合の、いわゆる賃金
とか労働時間及び労働条件、就業規
則、時間外割増賃金、休日及び休暇、
こういうことをやることは当然であり
ます。これから見ましても、この第三
十三條はまったくむだなものである、
無用なものである。むしろこの第八條
でなすことが今日の民主主義の原則で
あるにもかかわらず、かかる自主的
な、あるいは民主的な労働協約をなさ
ずして、一方的な定款にひとしいとい
ふのは、私にはまことに不適当である
と考へるのでありますが、日本国有鉄
道法案の第三十三條と、公共企業体労働
関係法案の第八條との矛盾をいかに
考へにならるるか。従つて私は、長官
はこの第三十三條を全面的に削つ
て、第八條の労働協約にまかせること
こそ、眞にこの鉄道作業に協力せしめ
るところの道である、こういうように
考へます。加賀山長官はいかに
考へてありますか。

○加賀山政府委員 本法は公共企業体
に關する定款のようなものである。確
かに定款的な規定を多分に盛っている
わけでありますが、この性質上單に
定款だけと見るのは、私は少しきつ
つ過ぎるのではないかと考へるのであ
ります。定款でない規定もこの中に
含まれてゐる。われわれの企圖いたし
ましたところは、本来でございませう
が、本法でもつてすべての關係をこ
中に規定することにあつたわけであり
ますが、種々の關係からいましてし
て、労働組合あるいは労働基準法、
労働関係調整法等に關する規定は、別
の御承知の公共企業体労働関係法の中
に織り込まれることになつた次第であ
ります。ただ今回この法案が通過いた
しますれば、生れようとしております
ところの公共企業体なるものはこれは
私幾たびも申し上げたと思うのであり
ますが、日本に比類のない独自のなま
た公共性の強いものである。むしろこ
れに従事する職員の労働その他に關す
る保護は、十分にこの二つの法律の中
に織り込まれなければならないとい
ふに、またその公共性の非常に強いこ
からいたしまして、日本國民のつまり
利用者の利益なり安全を保護する規定
は、ぜひとも必要であるといふふうに
考へる次第であります。労働関係法の
第八條に言及されたのでありますが、
これは時間外労働その他につきまして
も、団体交渉の対象となり得ると明ら
かに規定しておりますけれども、時間
外労働は單にこの場合だけを指すわけ
ではございませんで、これは一般の場
合でも、労働協約によつて相互の意思
が合致いたしました場合には、時間外
労働をすることもあり得るわけであり
ます。ただこの法案の第三十三條は明
らかに公共の利益を擁護するため――

利益と申しますよりは、あるいは貴重
な生命財産を保護するためには、ぜひ
ともそこに従事する職員に、これだけ
のことはあらかじめ規定して、義務と
してもらなければならぬ、といった
趣旨で本法案は設けられた次第であ
ります。

○佐々木(重)委員 日本国有鉄道の公
共性と、従つてこれの運用を保護する
ような考慮がされなければならぬとい
ふことは、さういふまでもございませ
ん。この第三十三條は日本国有鉄道の運
営のうち、特に災害に際しての労働条件に
對する一種の制限規定でございませう。
従つてこれはさういふまでもなく労働
条件の規定でございませう。従つて労働
条件は、公共企業体労働関係法の第八
條において第一番に賃金、労働時間及
労働条件と明記しておりますので、こ
の第三十三條に規定してゐるがごと
きは、第八條の一の賃金、労働時間及
労働条件その他の項目に従つて労働
協約をなさしむることが當然でありま
す。公共企業体労働関係法案の第八條
を眞に生かして運用し、労働者の協力
を得ようといはしますならば、進んで
この國有鉄道は、第八條の規定に基
いて労働協約をすることを私は當然であ
らうと思ふ。しかるにこの第三十三條
でもつてかかる規定をすることは、す
でに第八條で労働協約をなさすべきこ
とを規定している大半をこの第三十三
條で制限することになるでございま
して、私はこれはさういふ点からも非
常に不適当であると思ふのでございま
す。もししてこれを意圖いたします
ならば、鉄道当局は、やがて公共企業
体労働関係法第八條によつて職員組合
と労働協約を結ぶ煩を避けるために――

あらかじめ第三十三條で縛つておこう
という意圖が見えないでもないでござ
いまして、私は非常に遺憾とするも
のでございませう。これ以上はおそ
くは長官と議論になりますので、この
辺でこの條文に對する質問を打ち切
ります。さういふ意味で私はこれは絶対
に納得することができないことを申し上
げておきたいと思ふのでございませう。
次に山川婦人少年局長にお伺いた
したいのでございませうが、鉄道法案
の第二十九條に、職員は、左の各号の
一に該當する場合を除いては、その意
に降職し、または免職することが
できない、とありまして、左記に列記
するものを除いては、これを降職し、
または免職することができないとい
うことが列挙されております。第四番
目に業務量の減少その他経営上やむを得
ない事由が生じた場合におきまして
は、いつでもこれは降職もできれば免
職もできる。これは行政整理を、法案
によりまして、確定づけるものと私は
考へてゐるのでございませう。あとで加
賀山長官に、鉄道は行政整理に對し
て、具体的に、現実的にいかに考へて
いるかといふことについて御意見を伺
うことをいたしますが、とくにこの行
政整理の場合におきましては、從來と
も一番抵抗力の弱い婦人少年が犠牲
になつて来たことは、おおうべからざ
る事実でございませう。従つて私はこ
の第二十九條の四の項目をここに存置す
ることは、最も抵抗力の弱い婦人並
に少年の労働者に対する一つの脅威に
なるものである。さういふふうに考
へておるのでございませうが、労働省の
方ではさういふふうにお考へてござい
ませうか、御見解を承りたいと思ひま
す。

○山川説明員 ただいまの佐々木委員
のお話の通りに私どもの方でもその点
を心配しております。行政整理でも、
企業整備でも、すべて組織力の弱い、
抵抗力の弱い婦人少年が犠牲になる
方に向けられておりますので、その点
について極力宣傳、啓蒙、また組織の
促進に努めておりますけれども、この
点につきましても、さういふ運輸省の
方でも、できるだけ婦人少年に對して
理解を持ち、未來の國民に對してさ
ういふ不安を與えないように、また婦
人に對しても、男と同じように生産に
與してありますし、家族を養つてお
る者も多いのでございませうから、婦
人少年は非常に責任の軽いものとして、
また抵抗力のないのにつけ込んで、犠
牲にするといふことのないように、十
分の御注意を願ひたいと思つておりま
す。

○佐々木(重)委員 加賀山長官にお伺
いたしますが、この四の「業務量の
減少その他経営上やむを得ない事由が
生じた場合」に降職または免職するこ
とができるといふことの必要性につ
いては、おそろく討論になると思ひま
すので、質問をしてもむだだと思ひま
す。その点は質問申し上げませ
んが、この規定がありますれば、日本
國有鉄道は行政整理が無制限に可能であ
る――これも可能性の問題で、そんな
残酷なことはいふとおつしやるで
ございませうが、とにかくその可能性
はあるわけではございませう。そこで現
在の鉄道事業を日本國有鉄道にした場合
におきまして、当局は行政整理をどの
程度にするつもりがあるのか、またな
いのか、それについてのお見通しを、

○佐々木(重)委員 加賀山長官にお伺
いたしますが、この四の「業務量の
減少その他経営上やむを得ない事由が
生じた場合」に降職または免職するこ
とができるといふことの必要性につ
いては、おそろく討論になると思ひま
すので、質問をしてもむだだと思ひま
す。その点は質問申し上げませ
んが、この規定がありますれば、日本
國有鉄道は行政整理が無制限に可能であ
る――これも可能性の問題で、そんな
残酷なことはいふとおつしやるで
ございませうが、とにかくその可能性
はあるわけではございませう。そこで現
在の鉄道事業を日本國有鉄道にした場合
におきまして、当局は行政整理をどの
程度にするつもりがあるのか、またな
いのか、それについてのお見通しを、

この際お伺いしておきたいと思ひます。

○加賀山政府委員 ただいまのお伺いに対しましては、しばしば大臣にも御質問があつたようでありまして、これは政府全般の問題になるかと考えますので、私といたしましては、ただ鉄道総局に關係するお答えとして申し上げたいと思ひます。実は私の経験を申し上げるとよろしいと思ひますが、かつて私が職員局長をしておりまして、ききにこの問題が出まして、その当時年少者並びに婦人を自当にしたことは事實でありますので、そういう前歴を持つております關係上、私に対する御疑惑が非常に深いのではないかと考えるのでありますけれども、當時の考え方といたしましては、方策としては、確かに年少者、婦人だけにそのほこ先を向けたことは、失敗であつたといふことを私もよく承知しております。その後労働基準法が生れて、ますます婦人並びに年少者諸君の働くことに制限を受けるようになって参りました。これは一方からいへば、いわゆる基準法の保護が非常になつて参りました。鉄道の仕事は非常に間歇的な仕事でございまして、中間に十分休養できる時間があるけれども、それを多くの人でやれば労働時間は非常に少なくなるが、人をたくさん使わなければならぬ。経営上の立場から申しますれば、できるだけそういう特殊の勤務は、中間に休憩時間をはさんで、いわゆる二十四時間の交代勤務が非常に適しております。あるいは特殊日勤勤務と申しまして、一日割合に長く勤めますけれども、實際列車が入つて来るのは一日に三回くらいである。その他の時間は

ほとんど余裕があるというような勤務が多いわけでありまして、それは工場機械に比べてつたりくつて作業する勤務とは、非常に形態を異にしております。従ひまして特殊の勤務ができるようになつておつて非常に便利でございますが、しかしながら労働基準法の精神並びに具体的規定からいまして、それができないことになりました。そのために、たとえば年少者の場合でございまして、危険作業あるいは夜間作業等のいろいろな制限がございまして、この場合におきましてはほぼ二万人程度、つまり具体的に申しますと、連結手という仕事があるわけでございまして、これは非常なからだの軽い、す早い、いわゆる年少者の勤務に適するものであります。これは反面に相当危険性を持つております。しかし十八歳未満であつてはこの勤務ができない。けれども、これをすぐに解雇するといふことはできないのでございまして、ただいま二万人程度、年齢の来るのを待ちながら、他の作業に従事せしめ、あるいはさらに見習いをさしておるといふようなかつこうでございまして、同じく婦人につきましても、五千人程度という方があるわけであります。ただいまのわれわれの考え方としては、できるだけ適した仕事に向けることと、それからせつかく習得した技術を持つておるわけでありまして、年齢の来るのを待つておるという状態でありまして、ただちにこれをこの規定があるからといふことで、その意に反して解雇するといふことは考へておらない次第であります。これは私の過去の経歴は別として、現在そういうことをやつておるといふこと

で、もうこれはそういう疑惑はすつかり御破算にしていたたかなければならぬ。かように考へておるわけでありませう。

○佐々木(更)委員 そうしますと、現在の國鉄が日本國有鉄道にかわる場合に、行政整理をする予定はないのでございませうか。

○加賀山政府委員 これはパブリック・コーポレーションがございまして、いわゆる監理機關並びに執行機關が考へることにならうかと考へておるわけでありまして、ただいまのわれわれの考へでございまして、ただいまの機構並びに人員をもつて、このコーポレーションに移りかわつて行くという考え方を持つておるわけでありまして、ただ幹部のところまでそのまゝの人事で行くといふことは、もちろん申し上げられませんが、大体において現業並びに管理機關、すなわち鉄道局でございまして、本省でございまして、か、そういうところにおいております特別会計の従業員が主力になつてコーポレーションに移る。その移りかわりのときに、それをただちに整理をするといふことは考へておらない次第であります。

○佐々木(更)委員 その点はよく了解いたしました。そこでこの法案を作成するときに政府の内部的事情でございまして、第三十三條を初めとして、幾多この法案にふさわしくない内容、特に労働省としては当然賛成すべきでないものが含まれておるので、私はこの法案作成のときに、労働省は第三十三條を初めとして、どうして考慮しなかつたか、こういう質問を申し上げたのに対して、山川局長は、これはこの法案ができるまで何も教へられ

ておらなかつたといふことでございまして、これはまことにふしぎでございまして、なるほど日本國有鉄道法案は運輸省の主管ではございませうけれども、少くともこの法案に労働條件その他のことを織り込む以上は、關係省でありますところの労働省と、それ相當の折衝がなければならぬのではなからうか。むしろこれは吉田総理大臣を呼んで聞くのがほんとうかも知れませんが、こういうようなことが眞実でございませうか。眞実であつたとすれば、なぜにこういうような労働關係法規に対して、労働省と打合せをする必要がなかつたのか、これを承りまして、その結論はあるいは吉田総理大臣にお聞きすることになるかと思ひますが、加賀山局長からそれら

のいきさつについて、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○加賀山政府委員 本案が法律案になりますまでは、実はたびたび内容的にも變化をいたしておりましたので、これは前に運輸次官からいろいろ本案提出についての経過を申し上げたと存するものであります。もちろん關係方面と密接な連絡をとりつつ、部内においては關係省、關係局長が集まりまして、法制局等も入りまして、協議をいたしておるのであります。これは單に一回にとどまらず、しばしば協議をいたしておるのでございまして、その間の消息は打合せに出られた局長がおいでになれば一番はつきりすると思ひますが、労働省を無視して来たことは絶対にありません。必ず労働省にも加わつていただいて協議をし、その結果關係局長がきまつたことを次官會議並びに閣議にはかつて提出されて

おる次第であります。

○佐々木(更)委員 加賀山局長のお答えによりますと、労働省とも十分お打合せをしたといふことでありますから、このことにつきましては、政府がどういふようなお打合せの上でございませうか。現在の運輸、労働兩相に、これらの問題について見解の相違があるかないか。山川局長の御答弁では非常に懸隔があります。吉田総理大臣並びに労働大臣をお呼びしてひとつ承りたいと思ひます。従つて私の質問はこれで終ることにいたします。

○成田委員 ただいま佐々木委員から第三十三條の問題について、特に年少者の保護規定に關連して御質問があつたのであります。この第三十三條は削除したいという御意見を持つておるようですが、私もまったく同意見であります。しかしこの委員會で不幸にしてこの第三十三條の削除の私たちの意見が通りませんで、この第三十三條が生きた場合を予想いたしましたので、この第三十三條の解釈問題について、もう一度はつきりさしていただきたいと思ひますが、あります。これは女子、年少者の問題であります。今加賀山局長並びに山川局長も、女子、年少者に第三十三條の規定が當然適用があるという前提でお話になつておるらしいのであります。が、ちよつと私が気がついたところを申し上げますと、この第三十三條は條文の通り、労働基準法の三十二條、三十五條、四十條の規定にかかわらずなつていまして、これらは一般職工を対象にしておるのではないかと気がするのであります。労働基準法においては第六章に女子と年少

者を規定いたしましたして、五十六條以下一般職工に対する例外規定を設けておるのであります。この三十二條、三十五條、四十條は一般職工に関する規定でありますから、女子と年少者の問題は、この三十三條では全然触れてないのじやないか。従つて女子、年少者はあくまでも労働基準法の規定の嚴格なる適用を受けるのじやないかという解釈をいたしたいと思ふのであります。これについて局長並びに長官の御解釈を承りたいと思ひます。

○山川説明員 基準法の三十三條は、女子及び年少者にはかわりないものとのお話でございませうけれども、これはやはり含まれておりますので、当然現在の國有鐵道法案の三十三條によりますと、時間外労働に対する手当とか、そのほかいろいろの基準法に触れる問題が出て来るのでございませう。それで一昨日でありましたか、私どもの方の専門家、女の方も男の方も、また政界、社会党ばかりでなしに、民自派の方も入つておられますし、また無党派の方も多いのですが、その審議会で決定いたしました決議がございませう。それと大体私どもの方は同意見でございませうので、ちよつと申し上げたいと思ひます。

日本國有鐵道法案第三十三條に對する建議書
第三臨時國會に提出せられ、現在審議せられてゐる日本國有鐵道法案中の第三十三條の規定は、労働基準法制定の趣旨に反するとともに、特に、女子及び年少労働者保護の上に重大な欠陥があると認められますので、本審議會は慎重に検討した上、左の理由を明らかにして日本國有鐵道法案第三十三條の全面的削除を建議いたします。

理由
一、本條はその各号に定める特定の場合においては、労働基準法第三十二條、第三十五條並びに第四十條を排除して、自由に勤務時間の延長、時間外及び休日勤務をさせ得ることを規定してあります。しかし、その各号に定める特定の場合の範囲が非常に漠然としており、明白な判定の基準もなく、その上その認定は事業主たる日本國有鐵道の一方的判断によりなされるものでありますので、これらの事由により、無制限にすべての人に時間外及び休日労働を自由にさせ得る危険性が十分に認められます。

二、女子及び年少労働者保護の立場より特に重要なことは、本條により成年男子労働者のみならず、女子及び年少労働者に対しても、無制限に時間外及び休日労働を課することができることとなり、労働基準法が特に女子及び年少労働者の保護に留意した趣旨が全然無視されていることとす。

三、本條による時間外及び休日労働に對しては、労働基準法第三十七條に定める時間外労働、休日労働に對する割増賃金が保障されていません。

四、本條による時間外及び休日労働は、労働基準法上の監督機關による監督も排除せられ、労働協約の締結も不要とせられてあります。

五、本條の趣旨は、労働基準法第三十三條第一項、第三十六條の範圍内において十分達し得られると考えます。

六、なお、國有鐵道に本條のごとき特例を認めな場合は、その規定の影響は、当然私鉄等の民間における運輸業その他のすべての産業に對して、労働基準法の労働者保護の趣旨がまったく没却せられるおそれがあります。

これが審議會より労働大臣に於ての建議案でございませう。

それから先ほど申しましたように、基準法を認めるのでございしたならば、この國有鐵道法案の第三十三條にあらためてこういう規定がなくとも済みますので、こういう規定があるだけ、かえつて混乱いたしましたして、何か基準法を認めないでもよいような印象を一般國民に與えるおそれが十分あるのでございませう。中には労働者、特に女子労働者、年少労働者の無力をいかにいたしまして、基準法を空文化いたしましたために、いろいろな巧妙な方法をとりなすとも限りませんので、鐵道の方ではこれを削除して、基準法一本やりでやることを明確にしたいだきたいのであります。

○成田委員 加賀山長官の御答弁を承る前に、もう一度山川局長にお尋ねしたいと思ひますが、この審議會の決議の精神は、私も全幅的に賛成であります。この三十三條の規定は私たちが削除しなければならぬという態度をもつて進んでおるものでありますけれども、不幸にして私たちの数が足りなくて、この委員會並びに本會議で私たちの削除の意見が通らなせんで、この三十三條がそのまま生きた場合の一つの用意として、この三十三條の解釈問題を、特に婦人年少者について私申し上げたいのであります。この三十三條の條文を表面から解釈いたしますと、三十二條、三十五條、四十條の規定にかかわらずとなつておるのであります。一般の成年職工の例外規定を盛つておるわけでありませう。また基準法には御承知のように、女子及び年少者の章として、五十六條以下十數條にわたつて、さらに嚴格なる例外規定を設けておるのであります。特にこの六十條でもそういうことをうたつてあるものであります。この三十三條の規定といふものは、あくまでも一般職工に對する例外規定と解釈して、女子及び年少者に對しては、この三十三條は全然触れてない、労働基準法をそのまま適用するのだという解釈が正しいのではなないかという氣持を持つておるのであります。特に加賀山長官は労働基準法の年少者の規定が間違つておるので、それがそのままこの三十三條に生きておるのだから私たちの知つたことじやないという御答弁ですが、私の今の解釈は、女子、年少者の問題は全然この三十三條には触れていない。労働基準法では女子、年少者については特に嚴格なる制限規定を設けておるのだから、たとこの三十三條が生きたといつたとしても、女子、年少者はあくまでも労働基準法に從つて、制限外の労働はさせないという解釈をするのが正しいと考えしておりますが、これについて山川局長の意見を伺ひたい。決議の趣旨はよくわかるのであります。私たちもそういう方向に進もうとしておりますが、万が一の場合を予想いたしましたして、少くともこの三十三條が生きた場合には、女子、年少者については、この三十三條の正面解釈から、例外規定は設けられないという解釈をするのが正しいのではないかとと思ひます。

○山川説明員 ただいまのお話よくわかりました。どうかそういうふうにしていただきたいと思います。

○成田委員 加賀山長官の御意見を承りたいと思ひます。

○加賀山政府委員 解釈は労働省に御解釈を願わなければならぬ筋合いだと私は考えるのでございませうが、私どもは解釈をいたしましては、やはり第四章の規定は、一般的に労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇ということをきめておるので、第六章に女子及び年少者を特例として出してあります。つまり第四章の規定は、單に成年者だけについての規定ではないといふのが正しいのではないかと私どもは考えております。一般的に示して、そうしてただ年少者、婦人だけは第六章以下において規定した。従つて第三十三條に

はないかと思ひます。

○山川説明員 ただいまのお話のように、もしもこれが委員會でも、また本會議でも通過するようでございしたならば、その万一の危険を避けますために、ただいまのような労働基準法の解釈にすぎないものである。決して女子、年少者の無制限使用を許すものでないといふことを、ここに明文化していただきたいと思います。

○成田委員 明文化するという私たちの意見が通りますれば、もちろんんけつこうであります。もし反対意見がございまして、明文化ができないという最悪の場合を予想いたしましたして、当然解釈問題として、女子、年少者に對しては適用がないという解釈は、この條文の規定から行きましても成立つと思ふのであります。

○山川説明員 ただいまのお話よくわかりました。どうかそういうふうにしていただきたいと思います。

○成田委員 加賀山長官の御意見を承りたいと思ひます。

○加賀山政府委員 解釈は労働省に御解釈を願わなければならぬ筋合いだと私は考えるのでございませうが、私どもは解釈をいたしましては、やはり第四章の規定は、一般的に労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇ということ

をきめておるので、第六章に女子及び年少者を特例として出してあります。つまり第四章の規定は、單に成年者だけについての規定ではないといふのが正しいのではないかと私どもは考えております。一般的に示して、そうしてただ年少者、婦人だけは第六章以下において規定した。従つて第三十三條に

ついで特例を設けてないわけであり
ますから、これは一般的に適用が
ある、こういうふうな解釈すべき
ものではないか。これは私の解釈で
ございませうが、ただ成田委員が
言われますように、御解釈になる
場合は、私はそれで結構だと思
います。さつき佐々木委員に申し
上げましたことからいまして、こ
ういふ非常の場合に女子、年少
者を酷使する意図はごうも持つて
おりませんから、そういうように
解釈していただいて、運輸省とし
ては一向さしつかえないというこ
とを申し上げておきます。

○成田委員 ただいまの加賀山長官の
御説明で、大体了承いたしました
のでありますが、女子、年少者を
酷使する意図はないということよ
りも、法律の解釈上からいまして、
当然女子、年少者は三十三條は
適用がないのだと私どもは了解し
ておりますが、そう了解してさし
つかえありませんか。

○加賀山政府委員 これは私から有
権的に、そういう解釈をしてよい
という事柄は、申し上げられない
と思ひます。そういふ有権的解釈
になり得る場合には、よく労働省
の御意見を聞いていたがなければ
ならないし、また國會としての御
見解もあるでございませう。

○成田委員 有権的解釈というより
は、條文の順序を追つて解釈し
ますと、これは当然な解釈じやな
いと思ひます。最初一般的規定を
設けて、特に女子、年少者につ
いて特殊な制限規定を設けてお
る以上、もし本法の三十三條の
例外規定を女子、年少者につ
いても適用しようとするれば、当
然第六十條の規定にかかわらず
一項を入れるのが、私は正しい
と思ひます。

有権的とか、そういうようなや
かましい問題でなしに、すなおに
條文を讀めば、当然そうなると思
うのでありませう。今局長から大
体そういうように御解釈されるこ
とが望ましいというお話があつた
ので、三十三條がもし生じた場
合を予想して、三十三條がもし生
じた場合を予想して、三十三條は
適用がないと解釈しておきます。

○有田委員長 この際成田委員にお
諮りいたしますが、委員長もお聞
きしますと、どうも労働省と運輸
省との間の連絡が、非常にうまく
行つてないやうに考えられますの
で、この第三十三條に對するた
だいまの成田委員の御質疑に對
する点については、本日中に労働
省と運輸省で御協議願つて、明
日一時から開催いたします本委
員会において、政府の方針によ
り、この三十三條の解釈を正式に
御回答願ふというやうなことに
してはどうかと思ひますが、い
かがでございませう。

○成田委員 よろしうございませ
う。○有田委員長 さうに決ま
して、労働省と運輸省におきま
して、この三十三條の成田委員の
御質疑に對しては、どう考へるか
という結論を明日伺ひたいと思
ひます。

○佐伯委員 私は本法の根本格
格について、總括的に賛成しかね
るものでございませう。内容の事
実に對しては、御質問を申し上げ
ることを省略いたしまして、大
体には國有鉄道の公共企業体を
設立したまはすゆゑのものは、少
くとも能率を高めるといふ面と、
それから公共的性質、いわゆる
國民經濟の利益を確保するとい
ふ、この二つの面をどう調

和するかというこのために、こ
う新しい公共企業体が生れるもの
だと考へられるのでありませう。
ところが、この法案を見ますと、
どうも現在の國運時代と何らか
つておらぬやうに私は考へられ
ます。しかしながら、その点につ
きましては、第三十六條に、高
能率に役立つやうな公共企業
体の會計を規律する法律が制定
、施行せらるやうにうたつてあ
りますので、少くとも本法案を
おつくりになつた趣意、精神は、
これによつて將來達成せられる
ものと考へられるのでありま
す。

〔有田委員長退席、佐々木(更)委
員長代理席〕

でありますから、本法案はやは
り完成されたものでないというや
うなことが言ひ得るというこ
とは、大臣におかれましては十分
に説明されておられるのであり
ます。ところで私は、この際ただ
一言申し上げておきたいと思ひ
ます。この第三十六條の高能率
の企業体と申しますと、どんな
ものがよいかということが問題に
されておられるのでありますが、
私はかねて主唱いたしておるま
う、企業体の改正問題に對して
は、政府に要請しております問
題がございませう。この際政府
に要請して、私の主唱する企業
体と申しますものは、鐵道事業
の公共的性質を持つておる反面
、經濟的自立性を持つておる
もの、公共事業が獨立採算制を
とるべく、商事原則に基いて運
營せられねばならぬという反面
と、國家公共のために盡すとい
ふ公益性との、二面を持つてお
りますので、この二面を調和
する企業体、これが要請されて

と思ひます。ところで國營とか、
國有とかいうことになつて参り
ますと、前段のいわゆる國家公
共の性質というものが非常に勝
ち過ぎまして、經濟的自立性とい
うものは第二義的に考へられる
のでありませう。これが今回の
新しい企業体の生れた理由であ
ります。この二つのものを調和
するといふことは、非常にむず
かしいことであらうかと考へま
す。特に日本國民は、まだこの
二つの面を分離するのとき認識
力は非常に鈍い、従つていづ
れか一方に偏しまして、國營に
なりましたれば、經濟的自立性
が失われ、また經濟的獨立採算
制と申します、當利主義、いわ
ゆる採算主義に走るやうであ
ります。この二面を調和するとい
う今回の新しい公共企業体の生
れ出しということは、實に國有
鐵道それ自体に非常な大きな
意味を持つておられると考へら
れますので、私はこの二面を調
和いたします案として、株式會
社、いわゆる國有鐵道の全財産
を株式會社にいたしまして、そ
れを國家が全株を所有する、こ
ういふ一つの企業者と、もう一
つはこれを運營いたします國家
性格を持ちました公社を設立す
る。この二つのものが分離する
やうであります。これを調和し
て行くところの一つの複式企業
方式といふものを確立することが、
最もその精神にかなうものであ
る、かように考へまして、年來、
特に今回公共企業体に改組する
にあたりまして、政府に提案を
いたしておるのであるのであ
ります。でありますから、本員
の提案しております内容につき
まして、政府におかれましては
將來御検討をお願いしたいと
考へます。不幸にして

本案は、私の提案をいさかも盛
られておらぬやうに考へますの
で、従つて私は本案に對して賛
成する場合におきましては、四
つの條件を要求したいと考へ
ます。

第一は名稱でありまして、第一
條の名稱に日本國有鐵道とのみ
してありますが、これはやはり
私は公法人であることを示すべ
きである。たとえば社とか、會
社とかを附加するほかに、國有
鐵道の所有と經營の分離を明
らかにするたの文言をも附加
いたしまして、名稱を日本鐵道
公社とか、あるいは日本鐵道
運營會社、こゝういふやうな
名稱にせられんことを希望す
るのであります。それから第六
條の法人税並びに所得税を免除
するといふことは、これはこの
際抹消してほしいと考へます。

それから第四十三條の鐵道經營
上の損失並びに利益金処分につ
いては、政府の一般會計に納付
する制度を改めまして、この利
益金は運賃、料金の引下げ、あ
るいは設備の拡充ないし改善等
によつて社會に還元するといふ
ことに改められまして、その反
對給付であります損失金に對し
ては、國家の交付金は、日本國
有鐵道自体の經營において自弁
するやうなことに改正せられ
たいと思ひます。

〔佐々木(更)委員長代理退席、
委員長席〕この理由をいたしま
しては、將來高能率に改善をいた
される場合におけるこの獨立採
算制の基本問題を、この際確立
しておいてもらひたい、かやう
に考へるがためであります。

なお最後に、第三十六條の「公
共企業体の會計を規律する法律
が制定施行

されるまでは、こゝになつておるのであります。これがまづたゞ本法制定の大眼目でありますから、これをこのままにしておいたのでは、本法制定の精神が成立しません。そこで私は思います。に、最後の本法の附則の第四項に、こゝの意味のことを一箇條設けられんことを希望するのであります。それは、政府は日本國有鉄道の會計及び財務に關して鉄道事業の高効率化、自主化に役立つような公共企業体の民主化制度を立案し、本法第四章の改正法律とともに、本法成立後の通常國會にこれを提出しなければならぬ。この一箇條を附則の第四に設けられんことを望むのであります。

本法は思ひますに、國家公務員法の改正といふことが主眼であつて、これに伴う一時的便法かと考えられるのであります。どうしても公共企業体といひます國有鉄道の分離の精神、いわゆるこの性格なるものは、追つて審議せられるものと考えますので、これを具体的に政府當局が責任を持つていただくために、以上第一條の名称を、國家的性格と經濟の自立性格とをつけ加えた名称にこの際確立しておくことが第一、第六條におきましても、法人税並びに所得税といふことが、ごとき當然自立經濟が負うべきものは、この際法律案の上からこれを抹消し、それから損益の關係におきましては、利益金は國家に納付するといふことが、ごとき性格ではなくして、當然社會に還元する一つの方法といひました。運賃、料金の引下げ、あるいは設備の拡充、改善をはかる。これらは企業体をいよく強めまして、そうして國家にその利益を還元しておるのであ

りまして、いたゞに一般會計に利益を還元いたしますことは、企業体を弱める原因である。こゝういふ問題は、この際のはより大きなものでありますから、斷然確立しておくの必要があると思ふのであります。最後に、附則の第四に加えますことは、要するに本法は、大臣の説明によりますと、まづたゞ完成されたものではないのであるといふ御提案の趣旨に基きまして、本法成立後の通常國會に御提案なされたといふことが確立いたしておりますならば、まさに會期も切迫しております。今日におきまして、多少の弱点がありまして、私はこれに賛成するのであります。かような大法案をわずから一週間や十日で審議することは、私は責任を持てませんので、私の賛成の意見といたしましては、以上四つの條項を條件といたしまして、本法の成立を承認するものであります。

○有田委員長 他に質疑はありませんか。――それでは次回は明二十八日午後一時より開會することとし、本日はこれにて散會いたします。
午後三時五十九分散會